中国のカラオケ著作物の使用料徴収騒動

2007年1月 弁理士 加藤 真司

2006年11月10日、中国の国家版権局はカラオケ著作物に対する使用料の基準を公告した。この基準によれば、カラオケ経営者は、12人民元(約180円)/部屋/日の使用料を払わなければならない。これに対して、カラオケ業者からは反発の声が上がり、ちょっとした騒動にまで発展している。

まず、なぜ行政である国家版権局がカラオケ著作物に対する使用料を公告するのかという点について説明しておく。中国では、2005年3月に「著作権集団管理条例」が施行されており、その第25条では、著作権集団管理組織は、著作物の使用者と個別に使用契約を結ぶ以外に、国家版権局が公告した使用料徴収基準に従って使用者との間で使用料の具体的な額を約定することができる旨が規定されている。国家版権局はこの規定に基づいて、「中国著作権協会」及び「中国音像集体管理協会(設立準備中)」が上記の基準で使用料を徴収することを公告したのである。従って、このカラオケ著作物の使用料は、いわゆるオフィシャルフィーではなく、あくまでも著作権者に対して支払うものである。

カラオケ業者は著作物使用料が決定されたこと自体に反発しているわけではない。使用料の決定は、個別の使用料支払訴訟に巻き込まれてきたカラオケ業者にとってもありがたい制度である。問題は、12人民元/部屋/日という徴収方法及びその額にある。この徴収方法によれば、カラオケルームが使用されたか否かに関わらず、毎日使用料を払わなければならない。また、この12人民元という額の根拠についても、国家版権局はなんら納得のいく説明ができていない。例えば、30部屋のカラオケ店の場合には、その売り上げに関わらず、年間に12人民元×30部屋×365日=約13万人民元の使用料を支払わなければならないことになる。現在、都市部での平均年収が2万人民元程度であることを考慮すると、この額は安くはない額となる。なお、現在中国には10万以上のカラオケ業者がいるといわれており、各カラオケ業者が平均20の部屋を有しているとすると、徴収総額は年間で約87億6000人民万元(約1314億円)以上になる。広州の文化娯楽業協会は、この基準による使用料支払の拒否を宣言し、上海市の文化娯楽業協会も全国的範囲で民意を問うよう要求している。

国家版権局がいまだ「著作権団体管理組織」として正式に認められていない「中国音像集体管理協会」を徴収主体として認めたことにも疑問が残る。更に、国家版権局のある関係者は、広州の文化娯楽業協会の支払拒否宣言を受けて、「拒否は許さない。強制的に徴収する。」と厳格に基準を執行する姿勢を示している一方、著作権団体管理組織側は「使用料を払えない業者については、我々はとりあえずは徴収しません」とトーンが低い。実は、国家版権局がカラオケ著作権使用料の徴収を発表したのは、文化部が「全国カラオケコンテンツ管理サービスシステム」を打ち立てて、リクエスト数に基づく使用料の徴収を開始すると発表した二日後である。

このように、巨額となる徴収料、徴収主体の認定の不透明性、国家版権局と著作権団体管理組織との間の温度差、行政庁間での縄張り争い等を合わせ考えると、国家版権局は著

作権者の利益のみのために使用料を徴収しようとしているわけではないのではという疑問も生じてくる。広州の文化娯楽業協会は、著作権団体管理組織が強行徴収をするならば、訴訟等の法的手段も辞さないと述べている。なお、国家版権局によれば、この12人民元/部屋/日という基準は、徴収額の上限であって地域ごとに、又は規模に応じて、下方修正することができる。今後、著作権団体管理組織と使用者との間で基準が下方修正されるか否かが注目される。このカラオケ使用料の問題で最も注目されるのは、徴収した使用料の分配である。著作権団体管理組織は非営利団体であり、徴収した使用料は当該組織の運営に必要な費用を残してすべて権利者に渡されなければならない。この使用料分配の透明性が確保されなければ、カラオケ業者側の不満もおさまらないのではないかと思われる。

以上